

# MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 2 年 8 月 3 日 第 105 号

㈱ マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
TEL 06-6359-8812  
FAX 06-6359-8799  
HP <http://mac-8812.co.jp>  
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

雇用調整助成金の申請期限が迫っています！

休業の初日が1月24日から5月末までの分は8月末が申請期限となっております。(注1)

4月以降の休業だと解雇等を行わず雇用を維持している場合は10/10(中小)、 $\frac{3}{4}$ (大企業)が助成されますので休業をさせてその分の賃金を支払われた場合は忘れずに申請してください。

労務課にご依頼いただいた場合は書類作成料15,000円申請対象者1名につき10,000円で請け負います。

例：4～6月分 5名ずつ申請 計 65,000円

遡って休業分の賃金を支給した場合も対象となりますので、ご相談だけでも気軽にご連絡ください。

(雇用調整助成金をうまく使えば従業員の方に支給した分以上の金額を受給できる場合がございます。)

(注1) 給与締日が末日の場合は6/1～6/30分の申請も9月1日までです。